

一般財団法人秋田県建築住宅センター 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センターが実施する技術的審査業務に係る料金(以下「技術的審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 一戸建ての住宅
37,400円(消費税込)
- (2) 共同住宅の住戸部分に係る計画
住戸の総数に応じた表1に定める額
- (3) 共同住宅等に係る計画
建築物全体の住戸の総数に応じた表1に定める額+共用部分の床面積に応じた表2に定める額

1戸の場合	37,400
2戸以上5戸以内の場合	60,500
6戸以上10戸以内の場合	82,500
11戸以上25戸以内の場合	112,200
26戸以上50戸以内の場合	154,000
51戸以上100戸以内の場合	201,300
101戸以上200戸以内の場合	249,700
201戸以上300戸以内の場合	338,800
301戸以上の場合	415,800

300㎡以内の場合	101,200
300㎡を超え、2,000㎡以内の場合	155,100
2,000㎡を超え、5,000㎡以内の場合	201,300
5,000㎡を超え、10,000㎡以内の場合	234,300
10,000㎡を超え、25,000㎡以内の場合	270,600
25,000㎡を超える場合	302,500

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第6条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、申請一件につき、前条に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。

(技術的審査料金の不還付)

第4条 既に徴収した技術的審査料金は、原則として還付しない。

(適合証の再交付)

第5条 適合証を再交付する場合の料金は、1通につき2,200円(消費税込)とする。

(附則)

この料金規程は、平成24年12月4日から施行する。

この料金規程は、平成26年4月1日から施行する。

この料金規程は、令和3年4月1日から施行する。